

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	18 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	12 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 61 年 7 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 4 月から同年 6 月まで
② 昭和 61 年 7 月から同年 9 月まで

昭和 62 年 5 月に結婚した後、市役所で妻の国民年金の加入手続をした際、私の国民年金保険料が納付されていないこと及び過去 2 か年分の保険料をさかのぼって納付することができる旨を聞き、それから 10 日後ぐらいに 2 年間分の保険料のお金を用意して、昭和 60 年 4 月から 62 年 3 月までの保険料を一括して納付したのに、申立期間が未納期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間は①、②共 3 か月と短期間であり、申立人が国民年金に加入した時点で昭和 60 年 4 月から 62 年 3 月までの 24 か月間の国民年金保険料をさかのぼって納付することは可能であったと考えられる上、この 24 か月間のうち 18 か月（昭和 60 年 7 月から 61 年 6 月までの期間及び 61 年 10 月から 62 年 3 月までの期間）の国民年金保険料を過年度納付している申立人が、申立期間の 6 か月分の国民年金保険料を納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立人は、最初に申立人の妻の国民年金の加入手続を行い、それから約 10 日後に自身の加入手続を行ったと述べているが、その供述は社会保険庁の国民年金手帳記号番号の払出記録と符合し、申立人の加入手続を妻のそれより遅れて行ったのは、申立期間の国民年金保険料の支払いに充てるお金を準備するためであったとする申立人の主張に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和35年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、39年8月15日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和35年6月から36年9月までは5,000円、同年10月から37年9月までは8,000円、同年10月から38年9月までは1万2,000円、同年10月から39年7月までは1万6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月1日から39年ごろまで

昭和35年4月にA事業所に就職し、約4年間、正社員として水道設備工事の仕事を行っていた。私が就職した後、弟も同じ事業所に就職し（昭和38年4月）、私と同様の仕事をしており、弟の厚生年金保険の加入記録はあるのに、私の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と姓が同じで、名前が相違する者が、昭和35年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、39年8月15日に同資格を喪失していることが確認でき、同人の被保険者期間は申立期間とほぼ一致している。

また、申立人の元同僚が提出した昭和38年当時の申立てに係る事業所におけるほぼ全員の従業員の氏名が記載された手帳には、名字が申立人と同じで名前が相違する者の記載は無い上、元同僚12人は申立人と同じ名字の従業員は申立人の弟のみであった旨の証言をしている。

さらに、上記の手帳には、申立人の氏名が確認できるほか、元同僚（複数）は、申立人が申立てに係る事業所に勤務していたことを証言している。

加えて、同手帳に従業員として記載されている 34 人（申立人を除く。）のうち、厚生年金保険に加入しない相応の理由があったことが推測される二人を除く 32 人全員が厚生年金保険に加入していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該記録は申立人に係るものであると推認でき、A事業所の事業主は、申立人が昭和 35 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、39 年 8 月 15 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管する申立人の記録と推認できる者の記録から昭和 35 年 6 月から 36 年 9 月までは 5,000 円、同年 10 月から 37 年 9 月までは 8,000 円、同年 10 月から 38 年 9 月までは 1 万 2,000 円、同年 10 月から 39 年 7 月までは 1 万 6,000 円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B営業所C出張所における資格喪失日に係る記録を昭和30年1月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和29年12月1日から30年1月21日まで

昭和27年にA事業所に就職し、61年12月1日に退職するまで継続して勤務していたが、B営業所C出張所から本社に転勤する直前の申立期間について、厚生年金保険の加入期間に空白が生じていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人が所持する退職所得の源泉徴収票及び事業主が提出した在籍証明書から、申立人はA事業所に昭和28年7月から継続して勤務し（昭和30年1月21日にA事業所B営業所C出張所から本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所B営業所C出張所における昭和29年10月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和38年5月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年5月26日から同年7月1日まで

昭和38年5月26日からA事業所で勤務していたが、申立期間は厚生年金保険に未加入となっている。申立期間当時の給与明細書を所持しており、厚生年金保険料が控除されているので、申立期間の厚生年金保険の加入を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書、当時の事務担当者及び同僚（複数）の証言から、申立人は、A事業所に昭和38年5月26日から勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書における厚生年金保険料の控除額から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、現在の事務担当者は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B支店における資格喪失日に係る記録を昭和39年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月19日から同年8月1日まで

昭和37年4月にA事業所に就職し、43年3月31日に退職するまで継続して勤務していたのに、A事業所B支店からC支店に転勤する直前の申立期間について、厚生年金保険の加入期間に空白が生じていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び当時の同僚の証言並びに事業主の回答から、申立人はA事業所に継続して勤務し(昭和39年8月1日にA事業所B支店から同事業所C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所B支店における昭和39年6月の社会保険事務所の記録から、2万4,000円とすることが妥当である

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成10年11月1日から12年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を18万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年11月1日から17年7月1日まで

A事業所に勤務していた平成10年11月から12年9月までの標準報酬月額は、12年9月26日に18万円から9万2,000円に減額修正されているが、この期間の給料が減額された覚えは無い。

また、平成12年10月からA事業所を退職した17年6月30日までの給料も18万円であったはずなのに、社会保険庁の記録では標準報酬月額が9万8,000円となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 社会保険庁のオンライン記録において、申立期間のうち、平成10年11月から12年9月までの申立人の標準報酬月額は、当初、申立人の主張する18万円と記録されていたところ、12年9月26日付けで、さかのぼって、9万2,000円に記録訂正されていることが確認できる。

また、社会保険事務所から提出された滞納処分票から、A事業所は、経営難を理由に平成10年11月から12年9月までの厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる上、同事業所の事業主は、「申立人の10年11月から12年9月までの標準報酬月額については、厚生年金保険料を滞納していたため、社会保険事務所の指導を受けて、さかのぼって記録訂正の届出を行った。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、平成12年9月26日付けで行われた遡及^{そきゅう}訂正処理は事実^{そきゅう}に即したものと考^{そきゅう}え難い上、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の10年11月から12年9月までの標準報酬月額は、事業主が当初届け

出たとおり、18万円に訂正することが必要である。

- 2 一方、申立期間のうち、平成12年10月から17年6月までの申立人の標準報酬月額については、遡^{そきゅう}及訂正された以後の最初の定時決定（平成12年10月1日）により9万8,000円と記録されているところ、この記録については遡^{そきゅう}及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとまでは言えない。

また、事業主は、「申立人の平成12年10月から17年6月までの給料月額は10万円であり、この給料から算定される標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を控除していた。」と証言しており、申立人も、「事業所を退職する前の数年間の給料は10万円であった。」と供述している。

さらに、当該事業所が社会保険事務所に提出した平成16年11月から17年6月までを対象期間とする健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届では、申立人の標準報酬月額は社会保険庁の記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人が、申立期間に勤務していたとするA事業所B店は、当時、厚生年金保険の適用事業所ではないが、適用事業所の要件を満たしていたと認められるところ、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B店における資格取得日に係る記録を昭和56年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年8月1日から同年9月1日まで

昭和55年5月にA事業所C店に就職し、56年8月1日にB店に転勤した。B店では、同年8月分の給与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、同年8月の厚生年金保険の加入記録が無いので記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与明細書、雇用保険の記録及びA事業所の回答から、申立人がA事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、事業所の保管していた賃金台帳の保険料控除額から18万円とすることが妥当である。

社会保険事務所の記録によれば、A事業所B店は、昭和56年9月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、申立期間においては適用事業所としての記録が無い。しかし、A事業所B店の法人登記簿謄本から、事業所設立が昭和56年8月1日であることが確認でき、同店は、申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務所の記録によると、申立期間は適用事業所として記録管理されていない期間であることから、社会保険事務所は、申立期間に係る保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、申立人の昭和56年8月に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B支店における資格取得日に係る記録を昭和28年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和28年4月1日から同年5月2日まで

A事業所には昭和28年4月1日に就職した。所有している給与明細書を見ると、申立期間の厚生年金保険料が控除されているので、厚生年金保険被保険者として記録を認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書、A事業所が保管する社員名簿、経歴書及び雇用保険の記録並びに申立人の同僚の証言により、申立人は、昭和28年4月1日から同事業所B支店に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の所持する給与明細書における厚生年金保険料控除額から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年5月1日から5年8月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における当該期間の標準報酬月額に係る記録を、それぞれ、4年5月から同年10月までを24万円に、同年11月から5年7月までを26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月1日から平成6年3月1日まで

平成3年10月からA事業所に勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていた。平成4年1月から6年2月までについては、提出した給与支払明細書のとおり、社会保険庁の記録する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を上回る額を控除されていたので記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成4年5月1日から5年8月1日までの期間については、申立人が所持する給与支払明細書から確認できる保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額から、平成4年5月から同年10月までを24万円及び同年11月から5年7月までを26万円とすることが妥当である。

なお、申立期間のうち、平成4年5月1日から5年8月1日までの期間について、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額

に見合う標準報酬月額と社会保険事務所において記録されている標準報酬月額が長期間にわたる申立期間について一致していないことから、事業主は給与支払明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成4年1月から同年4月までの期間及び5年8月から6年2月までの期間の標準報酬月額については、申立人の所持する給与支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁の記録する標準報酬月額が一致していることから、記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を平成16年3月1日に、資格喪失日に係る記録を同年5月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を同年3月は11万円に、同年4月を18万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②において標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における申立期間②の標準賞与額に係る記録について、平成16年3月31日を1万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年3月1日から同年5月1日まで
② 平成16年3月31日

平成16年3月に公共職業安定所の紹介でA事業所に正規職員として採用され、同年4月まで勤務した。

しかし、平成16年3月分及び4月分の給与並びに同年3月31日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、申立期間①及び②について、厚生年金保険の加入記録が無く納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書から、申立人がA事業所に勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、平成16年3月は11万円、同年4月の標準報酬月額は18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間①について、社会保

険庁のオンライン記録の整理番号に欠番が見当たらないことから申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い上、厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る処理を誤るとは考えられないことから、事業主から社会保険事務所への被保険者資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成16年3月及び4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②における申立人に係る標準賞与額の記録については、賞与明細書において確認できる厚生年金保険料額から平成16年3月31日の記録を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年6月から同年8月までの期間、同年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年6月から同年8月まで
② 平成3年10月及び同年11月

申立期間の国民年金保険料については、残高不足により口座振替ができなかったため、市役所から納付されていない旨の連絡があり（書面だったと思う。）、平成4年になってから市役所に相談して、1か月ごとの納付書を作成してもらい、同年の秋ごろまでに納付したはずであるので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間以降の平成4年4月から5年3月までのうちの10か月、5年6月、8月及び10月に係る国民年金保険料については、平成6年3月から7年10月までにかけて、1か月分ずつ分割して過年度納付されていることが確認でき、この過年度保険料の納付状況は申立内容に符合するが、申立人は、この過年度納付の記憶が曖昧である上、3年ごろから5年ごろまでは経済的に苦しかったと述べていることを踏まえると、上記の国民年金の保険料を過年度納付したことを申立期間の国民年金保険料を納付したものと誤認している可能性が高いと推察される。

また、上述した国民年金保険料の過年度納付は、時効により納付することができなくなる間際に行われており、この過年度納付が行われた時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付できなかったものと考えられる。

さらに、過年度保険料となる申立期間の国民年金保険料を市が取り扱うことは考え難いところ、申立人が居住している市は、「通常、過年度保険料の納付書を作成することはなく、口座振替が残高不足で振り替えられなかった場合には、納付書を送付し、書面等により未納を連絡することはなかった。」と述べており、申立人の主張には不自然さが見受けられる。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から46年8月までの期間及び47年2月から57年6月までの期間の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年10月から46年8月まで
② 昭和47年2月から57年6月まで

昭和45年10月ごろ、町内会の役員から、年金は少しでも多い方が良いと言われて付加年金に加入し、付加保険料を含む国民年金保険料をその役員を通じて納付していたのに、申立期間について、付加保険料を納付していないとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に付加年金の加入を勧めたとする当時の町内会の役員は昭和48年4月1日に付加年金に加入しているところ、同役員は、「集金を担当していた地区では私が最初に付加年金に加入し、私が付加年金に加入した後に地区の人に付加年金の加入を勧めた。」と証言しており、町内会の役員に勧められて付加年金に加入したとする申立人の主張には不自然さが見受けられる。

また、昭和45年10月から48年12月までの付加保険料月額額は350円であり、それは加入当初から400円であったとする申立人の主張は事実と相違する。

さらに、申立人は、当委員会に申し立てる以前の社会保険庁に記録照会を行った時点では付加年金制度が発足する前の昭和37年4月から付加年金に加入していたと認識していたことがうかがわれるなど、申立人の記憶は曖昧である上、136か月もの長期にわたって付加保険料が納付されながら行政側の記録管理にミスが起り続けたとは考え難い。

加えて、申立人が付加保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の付加保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から57年6月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から57年6月まで

昭和45年10月ごろ、妻が町内会の役員から、年金は少しでも多い方がよいと言われて付加年金に加入し、付加保険料を含む国民年金保険料をその役員を通じて納付していたのに、申立期間について、付加保険料を納付していないとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻に付加年金の加入を勧めたとする当時の町内会の役員は昭和48年4月1日に付加年金に加入しているところ、同役員は、「集金を担当していた地区では私が最初に付加年金に加入し、私が付加年金に加入した後に地区の人に付加年金の加入を勧めた。」と証言しており、町内会の役員に勧められて付加年金に加入したとする申立人の主張には不自然さが見受けられる。

また、昭和45年10月から48年12月までの付加保険料月額は350円であり、それは加入当初から400円であったとする申立人の主張は事実と相違する。

さらに、申立人は、当委員会に申し立てる以前の社会保険庁に記録照会を行った時点では付加年金制度が発足する前の昭和37年4月から付加年金に加入していたと認識していたことがうかがわれるなど、申立人の記憶は曖昧である上、141か月もの長期にわたって付加保険料が納付されながら行政側の記録管理にミスが起り続けたとは考え難い。

加えて、申立人が付加保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の付加保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 640

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月から61年3月まで
昭和51年か52年に結婚して以降は、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を自宅に送付されてきた納付書によりA信用金庫B支店で、支払える時は1年間まとめて、そうでない時は毎月25日以降月末までに納付していた。保険料が滞納になっていると督促された記憶も無く、申立期間が未納期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は66か月と長期間である上、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻の申立期間のうち、昭和55年10月から56年3月までの期間、同年10月から58年6月までの期間及び59年4月から61年3月までの期間に係る国民年金保険料は未納となっており、申立期間の国民年金保険料が夫婦一緒に納付されていたとは考え難い。

また、申立人とその妻が結婚し、同じ住所になったのは昭和56年12月である上、国民年金保険料を納付したとするA信用金庫B支店が開設されたのは56年2月であることが確認でき、昭和51年か52年の結婚以降、自宅に送付されてきた夫婦二人分の納付書により同支店で国民年金保険料を納付したとする申立内容は不自然である。

さらに、申立人とその妻の特殊台帳の昭和56年摘要欄に「未納勧奨」との記載があり、申立期間に保険料の未納があったことが推察される。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 641

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から同年 10 月まで
大学を卒業してから結婚するまでの申立期間について、両親の国民年金保険料を集金していた納税組合の人から国民年金に加入しないといけな
いと言われ、母親が私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していた
ので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が居住していた市が保管する国民年金資格取得・異動届書から、申立人は、昭和 61 年 4 月 23 日に国民年金に加入したことが確認でき、この時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人及びその母親は申立期間当時に国民年金手帳が交付された記憶は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとするその母親は、その記憶が曖昧であり、申立期間に係る申立人の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年2月から8年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月から8年1月まで

昭和35年11月10日に夫と共に国民年金に加入し、36年4月から夫婦二人分の保険料を集金人を通じて納付してきた。60歳以降についても、申立期間の保険料を集金人を通じて納付した。領収書等は処分したので証明するものは無いが、申立期間の国民年金保険料を納付したことは間違いないので、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所は、申立期間当時、国民年金の被保険者が60歳に到達した時に、市町村へ被保険者資格の喪失に係るリストを送ることとしており、申立人が居住するA市は、同リストに基づき国民年金被保険者納付記録表に60歳に到達した被保険者について同資格を喪失した旨を記録し、該当者にその旨をはがきで通知していたところ、申立人の国民年金被保険者納付記録表には、同人が申立期間について国民年金の被保険者資格を喪失していることを示す「/」が記録されている。

また、申立期間については、申立人は国民年金の任意加入の対象者となるため、被保険者資格を再取得する旨の届出が必要となるが、A市が保管する国民年金被保険者納付記録表には、申立人が被保険者資格を再取得する旨の届出を行った記録は無く、申立人自身もその届出を行った記憶もないとしている。

さらに、A市は、国民年金の被保険者が60歳に到達した時は、納付書の発行を取りやめ、納付組織に対しては、60歳に到達した被保険者を集金対象から削除したリストを配布していたと述べており、60歳に到達した後も集金人が納付書を持って保険料を集金していたとする申立人の主張は不自然である。

加えて、申立人は、国民年金保険料の徴収が開始された昭和36年4月から60歳に到達する前の平成3年1月まで国民年金保険料をすべて納付しており、この納付実績を基に老齢基礎年金を満額受給できる状況にあったことから、

A市が同人が60歳に到達した以降の国民年金の加入届を受理することも考え難い。

このほか、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 9 月 27 日から 33 年 11 月 10 日まで
昭和 32 年 9 月に A 事業所を退職し、その翌日から、同事業所の同僚 4 人と一緒に B 事業所に就職した。

昭和 33 年 11 月ごろ B 事業所が C 事業所に名称変更したが、両事業所での私の業務内容は同一であり、C 事業所における厚生年金保険の加入記録はあるのに、B 事業所における厚生年金保険の加入記録がないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所の元人事担当者及び申立人が一緒に就職したとする同僚（故人）の妻の証言等から、申立人が申立てに係る事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が申立てに係る事業所に一緒に就職したとする同僚 4 人のうち 3 人は当該事業所において厚生年金保険に加入しておらず、残る一人も申立人が主張する就職時期から約半年遅れて厚生年金保険に加入しており、申立てに係る事業所の事業主は、必ずしも従業員全員を採用と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

また、当時の同僚から聴取しても、申立人の厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について証言を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所が保管する申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

加えて、申立期間に係る申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 13 年 12 月 29 日から 14 年 1 月 1 日まで
② 平成 14 年 5 月 7 日から同年 7 月 1 日まで

平成 12 年 8 月 1 日に A 事業所に就職し、経営が厳しくなった 13 年 12 月末に、最後の月（平成 13 年 12 月分）の給与を受け取らない代わりに厚生年金保険及び健康保険の保険料を事業主が負担することを合意して退職したので、13 年 12 月の加入記録が無いことに納得できない。

また、平成 14 年 5 月 7 日に B 事業所に就職したが、同年 5 月及び 6 月の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、A 事業所において平成 13 年 12 月 29 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したところ、雇用保険の記録も同年 12 月 30 日の離職となっている上、申立人が、申立てに係る事業所において、同年 12 月 31 日までの勤務実態があったことを確認できる証言及び関連資料等はない。

また、申立人は、申立期間①において、国民年金及び国民健康保険に加入し、同期間の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

2 申立期間②については、雇用保険の記録から、申立人が B 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立てに係る事業所の当時の経理責任者は、「当事業所は社内規定によって 2 か月間の試用期間後に厚生年金保険に加入させており、申立人についても、採用直後の 2 か月間は厚生年金保険に加入させておらず、保険料控除も行っていない。」と回答している。

また、申立人が居住する市が保管する平成 15 年度の給与支払報告書に記

載された社会保険料控除額から判断すると、申立期間②の厚生年金保険料は控除されていなかったものと推察される。

さらに、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も無い。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 3 月 25 日から 23 年 6 月 30 日まで
昭和 22 年 3 月 25 日に A 事業所 B 支店 C 事務所の開設と同時に就職し、
55 年 3 月 31 日まで同事業所に勤務したにもかかわらず、申立期間について、厚生年金保険の記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所が交付した在籍証明書及び雇用保険の記録から、申立人が A 事業所 B 支店 C 事務所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての記憶は無く、申立人の同僚の中には「当時は、終戦後の混乱期であり、事務所の従業員については厚生年金保険に加入させていなかったのではないか。」と証言している上、申立人が申立てに係る事務所に就職した当時の所長も、申立人と同様、昭和 23 年 7 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している。

また、申立てに係る事業所の事業を引き継ぐ事業所は、「申立期間当時の書類を保存しておらず、申立人の申立期間当時の勤務実態や厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している。

さらに、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立期間に係る申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 7 月から 38 年 2 月 1 日まで

A事業所に就職し、主にB等の仕事をしていた。就職直後は半袖服で勤務していた覚えがあり、就職直後の申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の証言から、勤務期間を特定することはできないが、申立人が申立てに係る事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が申立期間において一緒に勤務していたとする同僚は、申立期間後の昭和 38 年 6 月に厚生年金保険に加入していることが確認でき、申立てに係る事業所の事業主は、従業員全員を必ずしも採用と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがわれる。

また、申立人の同僚からは、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除等について具体的な証言が得られない上、申立てに係る事業所は既に解散しており、当時の厚生年金保険の適用、保険料控除について、確認できない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 1 月 27 日から同年 12 月 1 日まで
昭和 21 年にA事業所B工場に就職し、30 年に本社に転勤になるまで継続して勤務していたのに、申立期間が厚生年金保険に未加入になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A事業所B工場は、昭和 21 年 3 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所となったが、同工場の申立人を含む従業員全員（33 人）の厚生年金保険被保険者資格は 22 年 1 月 27 日に喪失し、同年 12 月 1 日に、当初の事業所番号とは別の事業所番号により、再度、適用事業所になっていることが確認でき、申立てに係る事業所は、申立期間において、厚生年金保険の適用事業所ではなかったものと推認できる。

また、申立人の当時の同僚は、申立てに係る事業所において昭和 22 年 1 月ごろに当時の従業員の大半が解雇になった旨証言している。

さらに、申立てに係る事業所は、昭和 22 年 12 月 1 日以前の厚生年金保険に関する記録は保管しておらず、当時の状況は不明であるとしている上、当時の申立人の同僚からも申立期間に係る厚生年金保険料の控除等についての証言は得られない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月1日から41年3月28日まで

A事業所が卸部門を廃業し、その業務がB事業所に引き継がれたことに伴い、A事業所を退職し、B事業所に採用された。申立期間が厚生年金保険に加入していないこととなっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の当時の同僚の証言及び雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間においてB事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立てに係る事業所は合併により解散しており、事業を引き継いだ事業所の事業主は、「当時の関係資料は保存しておらず、当時の事情を知る者もいないため、A事業所からB事業所への事業承継の状況や内容が不明である上、申立期間に係る申立人の厚生年金保険の加入状況、保険料控除の状況も不明である。」と回答している。

また、申立人の当時の同僚から聴取しても、申立期間に係る厚生年金保険料の控除等について具体的な証言は得られない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 7 月 1 日から 41 年 3 月 28 日まで

A事業所が卸部門を廃業し、その業務がB事業所に引き継がれたことに伴い、A事業所を退職し、B事業所に採用された。申立期間が厚生年金保険に加入していないこととなっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の当時の同僚の証言及び雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間においてB事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立てに係る事業所は合併により解散しており、事業を引き継いだ事業所の事業主は、「当時の関係資料は保存しておらず、当時の事情を知る者もいないため、A事業所からB事業所への事業承継の状況や内容が不明である上、申立期間に係る申立人の厚生年金保険の加入状況、保険料控除の状況も不明である。」と回答している。

また、申立人の当時の同僚から聴取しても、申立期間に係る厚生年金保険料の控除等について具体的な証言は得られない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 10 月から 8 年 7 月まで

平成 7 年 5 月から 8 年 7 月まで A 事業所における厚生年金保険の加入記録があるが、同記録の標準報酬月額をみると、7 年 9 月に B 長に昇格し、給与が 32 万円に上がったにもかかわらず、18 万円となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の標準報酬月額について、申立てに係る事業所の事業主は、「申立人については、B 長に昇格し 3 か月経過後に月額変更の随時改定の届出を行うべきであったが、当該届出を行っておらず、定時改定時に月額変更の随時改定の届出を併せて行っていた。申立人については、平成 8 年 8 月の定時決定に併せて月額変更を行う予定であったが、申立人が同年同月に退職したため従前のままの標準報酬月額となっており、同標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除していた。」と回答している。

また、申立期間当時、B 長に昇格している申立人の同僚に係る標準報酬月額の変更手続をみると、申立人同様、定時決定時に月額変更の随時改定処理を併せて行っていることが確認できる。

さらに、申立人に係る給与支払報告書(平成 7 年分及び 8 年分)に記載されている社会保険料等の金額と社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づき算定した社会保険料額はほぼ一致しており、事業主は、申立期間について、社会保険庁に届け出た標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していたことが推認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生

年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月1日から5年4月9日まで

申立期間については、A事業所の職員の身分でB事業所のC長として勤務していた。給与はA事業所とD事業所の2事業所から、それぞれ、26万円が支給されていた。しかし、厚生年金保険の加入記録をみると、標準報酬月額が月収の2分の1の26万円となっており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

平成20年12月に作成されたA事業所及びD事業所の連名による文書（「申立人の標準報酬月額について」）から、申立期間において、申立人に対してこれら2事業所から、それぞれ、26万円の月額報酬が支払われたことは推認できる。

しかしながら、A事業所の申立期間当時の総務担当者は、「申立人はA事業所において、厚生年金保険に加入し、標準報酬月額26万円に基づく保険料控除を行っていた。D事業所から報酬が支払われていたことは知らなかった。」と回答しているとともに、D事業所の当時の人事担当者は、「D事業所が保管している健康保険台帳と人事担当者メモで確認したが、その中に申立人の記録は無く、申立人とD事業所とは雇用関係がなかったと思う。資料が無いので詳細は不明だが、雇用関係が無い者への支払いであるから、それは給料ではなく、負担金ではないかと思われる。そのため、厚生年金保険料は控除していないものと思われる。」と回答しており、申立期間における申立人に係る厚生年金保険料は、A事業所においては控除されていたものの、D事業所においては控除されていなかったものと推認できる。

また、申立期間に係る申立人の雇用保険の記録は、A事業所においては確認できるが、D事業所においては無い。

さらに、申立人に係る社会保険事務所の被保険者記録をみると、申立期間について、2か所以上の事業所に勤務し報酬を受けている場合の届出の記録は無く、D事業所において、申立期間の厚生年金保険料を給与から控除されていた事実は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 11 月ごろから 46 年 1 月 25 日まで

A事業所には、昭和 44 年 11 月ごろから 46 年 3 月まで勤務したはずなのに、社会保険事務所の記録では厚生年金保険の加入期間が 46 年 1 月から同年 2 月までとされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA事業所の慰安旅行に係る記念写真及び申立人の当時の同僚(複数)の証言から、申立人が申立期間において、申立てに係る事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人と同じ業務に従事していた同僚(複数)は、自分の年金記録について、「実際の勤務期間よりも厚生年金保険の加入期間がかなり短い。」と証言しており、申立てに係る事業所は、必ずしもすべての従業員を採用と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがわれる。

また、当該事業所は、平成3年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主及び役員とも連絡がとれないことから、当時の厚生年金保険の加入、保険料控除について確認できない。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者資格の得喪について、社会保険事務所が保管するA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録とオンライン記録は一致しており、同名簿に申立期間に係る健康保険整理番号の欠番も無い。

このほか、申立期間の厚生年金保険料が給与から控除されていたことが推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月8日から23年1月31日まで

昭和22年3月に学校を卒業し、翌月8日にA事業所に就職した。最初の1年間はBの仕事をし、その後、Cの仕事に就いた。昭和23年2月1日から厚生年金保険の加入記録があるが、就職した当初から厚生年金保険に加入していたと思うので、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の申立人の同僚の証言から、申立人が申立期間においてA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A事業所は、昭和23年2月1日に初めて厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが社会保険事務所の記録から確認できる。

また、申立人と同時期に就職したとする同僚は、申立人と同様、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和23年2月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している上、23年1月以前に就職した別の同僚も「A事業所では、就職後すぐには厚生年金保険には加入しておらず、私の厚生年金保険の資格取得日は昭和23年2月1日である。」と証言している。

さらに、当該事業所は、昭和27年4月に全喪している上、申立人の当時の同僚からも申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが推認できる証言は得られない。

このほか、申立ての事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年2月1日から34年11月1日まで
年金の請求手続をする際に、A事業所に勤務した昭和32年2月1日から34年11月1日までの厚生年金保険の加入期間について、脱退手当金が支給されていることを知らされた。
脱退手当金が支給されたとする日には、結婚のため上京していたので、脱退手当金を受給することは困難であり、また、脱退手当金を請求した記憶も受給した記憶もないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録されている全女性の被保険者(13人)のうち、2年以上の被保険者期間を有する9人について脱退手当金の支給の有無を調査したところ、申立人を含む4人の支給記録が確認でき、いずれも厚生年金保険被保険者資格の喪失日から2か月以内に支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

また、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の被保険者資格の喪失日から約1か月後の昭和34年12月17日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。